

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

- 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 二
- 告 示
- 県営土地改良事業計画を変更した件三件 五

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件の一部を改正する件 五

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 五

### 公 告

- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 九
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 九
- 一般競争入札を行う件 九

## 規 則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月五日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第一号

#### 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則(平成四年福島県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の1の表中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、別表第二の二の1の表中(32)を(33)とし、(31)を(32)とし、(30)を(31)とし、(29)を(30)とし、(28)を(29)とし、(27)を(28)とし、(26)を(27)とし、(25)を(26)とし、(24)を(25)とし、(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、

(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 引張圧縮試験機(RTC-1225A) 一時間 一、〇二〇円

別表第二の二の3の表中(69)を(74)とし、(68)を(73)とし、(67)を(72)とし、(66)を(71)とし、(65)を(70)とし、(64)を(69)とし、(63)を(68)とし、(62)を(67)とし、(61)を(66)とし、(60)を(65)とし、(59)を(64)とし、(58)を(63)とし、(57)を(62)とし、(56)を(61)とし、(55)を(60)とし、(54)を(59)とし、(53)を(58)とし、(52)を(57)とし、(51)を(56)とし、(50)を(55)とし、(49)を(54)とし、(48)を(53)とし、(47)を(52)とし、(46)を(51)とし、(45)を(50)とし、(44)を(49)とし、(43)を(48)とし、(42)を(47)とし、(41)を(46)とし、(40)を(45)とし、(39)を(44)とし、(38)を(43)とし、(43)の前に次のように加える。

(39) 熱分析装置(DSC)(DSC Q200) 一時間 二、三〇〇円

(40) 熱分析装置(TGA)(TGA Q500) 一時間 一、四四〇円

(41) 熱分析装置(TG-DTA)(STD Q600) 一時間 一、五四〇円

(42) 熱分析装置(TMA)(TMA Q400EN) 一時間 一、五八〇円

別表第二の二の3の表中(37)を(38)とし、(36)を(37)とし、(35)を(36)とし、(34)を(35)とし、(33)を(32)とし、(32)を(33)とし、(31)を(32)とし、(30)を(31)とし、(29)を(30)とし、(28)を(29)とし、(27)を(28)とし、(26)の次に次のように加える。

(27) ICP発光分光分析装置(iCAP 6300 DUO View) 一時間 三、九六〇円

別表第二の二の5の表中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を(11)とし、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、(17)を(16)とし、(18)を(17)とする。

#### 別表第三の二の1の表ケ中

(1) モアレ縞試験	一試料	一〇、〇〇〇円
(2) スクラッチ試験	一試料	一〇、〇〇〇円
(3) 振動測定(単純)	一測定点	五、五〇〇円
(4) 振動測定(共振点)	一試料	三八、八〇〇円
(5) クリープ試験	一測定条	六、五七〇円
(6) その他の試験	一試料	一〇、〇〇〇円

(1) 振動測定(単一測定点) 五、五五〇円

を

(2) 振動測定(共振点)	一方 一 試料	三、八〇〇円
(3) クリップ試験	一 測定条	六、五七〇円
(4) その他の試験	一 試料	一〇、〇〇〇円

に改め、別表第三の七の表

ウ中

(1) 鑑別	一 試料	二、一〇〇円
(2) 織物設計	一 試料	四、〇〇〇円
(3) その他の鑑別	一 試料	三、二〇〇円

を

(1) 鑑別	一 試料	二、一〇〇円
(2) 織物設計	一 試料	四、〇〇〇円

一 試料 二、一〇〇円  
四、〇〇〇円

に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

(産業創出課)

福島県規則第二号

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十六年福島県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「」の定める「を」を「」、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号。以下「暫定措置法」という。)及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和五十四年政令第二百五号。以下「暫定措置法施行令」という。)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律施行令(平成八年政令第五十三号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。)、及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第二百三十四号)並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。)、及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第二百九十六号)の定める「に」、「法第三条第一項に規定する林業従事者等(以下「林業従事者等」という。))を「林業従事者等(法第三条第一項に規定する林業従事者等(以下「林業従事者等」という。))又は認定中小企業者(農商工等連携促進法第十一条第一項の認定中小企業者又は同項の認定中小企業者が団体である場合

におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者をいう。以下同じ)に改める。

第二条第一項中「ごとの」を「及び一認定中小企業者ごとの」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 貸付金の償還期間(据置期間を含む。以下同じ。)は、十年以内とする。ただし、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 暫定措置法第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な暫定措置法施行令第七条第一項に規定する資金を借り入れる場合 十二年以内

二 林業労働力の確保の促進に関する法律第五条第一項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する事業主が当該認定に係る計画に従って同法第五条第一項に規定する改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第三条第一項に規定する資金を借り入れる場合 十五年以内

三 農商工等連携促進法第十二条第二項に規定する認定農商工等連携事業者が認定農商工等連携事業を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 十二年以内

四 農林漁業バイオ燃料法第九条に規定する認定事業者が認定生産製造連携事業計画に従って農林漁業バイオ燃料法第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 十二年以内

第二条第三項に次のただし書を加える。

ただし、前項第三号に掲げる場合における貸付金の据置期間は、五年以内とする。

第三条第一項中「林業従事者等」の下に「又は認定中小企業者」を加える。

第四条の見出し中「保証人」を「保証人等」に改め、同条第二項中「団体で」を「法人で」に、「団体の役員」を「法人の役員」に、「団体の理事等」を「当該法人の理事等」に、「団体の連帯保証人」を「法人の連帯保証人」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、法人格を有しない団体の代表者が貸付金の貸付けを受けようとする場合にあつては、当該代表者は、当該団体の構成員を連帯債務者にしなければならない。

第六条第一項中「第八条」の下に「(農商工等連携促進法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「又は」を「、又は」に改める。

第十五条第一項中「共同借受けである」を「二人以上の者が共同で貸付金の貸付けを受けた」に改める。

第二十条中「林業従事者等」の下に「又は認定中小企業者」を加える。

様式第一号及び様式第八号を次のように改める。

## 様式第1号 (第5条関係)

※	番 号		年 月 日
※	番 号		年 月 日

## 林業・木材産業改善資金貸付申請書

年 月 日

福島県知事

林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたいので、福島県林業・木材産業改善資金貸付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

申 請 者	住 所	〒				
	ふりがな		電 話 番 号	生 年 月 日	年 齢	職 業
	氏名 (名称 及び代表者 名)	⑩	( )	年 月 日生	歳	
	事業の概要				設立の時期 (個人の場合は事業開 始時期)	年 月 日

償還期間	据置期間	資金交付希望日	借り受けようとする事業の内容及び金額			
			事 業 内 容	事 業 量	事 業 費	申 請 額
年	年	年 月 日			千円	千円

償 還 計 画	償 還 月 日	償還年次	償 還 額	償還年次	償 還 額	償還年次	償 還 額
		1年目 ( 年)	千円	6年目 ( 年)	千円	11年目 ( 年)	千円
		2年目 ( 年)	千円	7年目 ( 年)	千円	12年目 ( 年)	千円
		3年目 ( 年)	千円	8年目 ( 年)	千円	13年目 ( 年)	千円
		4年目 ( 年)	千円	9年目 ( 年)	千円	14年目 ( 年)	千円
		5年目 ( 年)	千円	10年目 ( 年)	千円	15年目 ( 年)	千円

連 帯 保 証 人	住 所	〒				
	ふりがな		電 話 番 号	生 年 月 日	年 齢	職 業
	氏 名	⑩	( )	年 月 日生	歳	

連 帯 債 務 者	住 所	〒				
	ふりがな		電 話 番 号	生 年 月 日	年 齢	職 業
	氏 名	⑩	( )	年 月 日生	歳	

担保物件の有無	担 保 物 件 の 内 容
有 ・ 無	

注1 連帯保証人又は連帯債務者が2人以上の場合は、継紙を用いて記載し、割印をすること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

様式第8号 (第15条関係)

(表)

※	番号	年 月 日
※	番号	年 月 日

林業・木材産業改善資金事業実績報告書

福島県知事

年 月 日

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
電 話 番 号

㊤

さき借り受けた林業・木材産業改善資金については、下記のとおり事業を完了したので報告します。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	
資金借受年月日	年 月 日
借 受 金 額	千円

2 資金調達の実績

区 分	総事業費	資 金 調 達 区 分		
		林業・木材産業 改善資金	自己資金	そ の 他
実 績	円	円	円	円

注1 2人以上の者が共同で貸付金の貸付を受ける場合には、個人別明細表を添付すること。  
2 ※印欄は、記入しないこと。

(裏)

3 事業実施状況

事業着工年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日
事業実施場所	
事業実績	

内 容	数 量	単 価	支 払 金 額	領収書番号
申請時の計画及び実績の相違点並びにその理由				

注1 事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施した場合のみ記入すること。  
2 内容欄には、貸付対象の機械、施設名(型式、規格等)、作業路の延長、森林面積等を詳細に記入すること。  
3 研修の場合は、当該研修に係る修了証その他当該研修を受講したことを証明する書類等の写しを添付すること。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。  
2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県林業・木材産業改善資金貸付規則様式第一号による林業・木材産業改善資金貸付申請書は、改正後の福島県林業・木材産業改善資金貸付規則様式第一号による林業・木材産業改善資金貸付申請書とみなす。

なす。

(林業振興課)

告 示

福島県告示第一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、倉楯地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十二年一月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年一月六日から

同 月二十五日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南会津郡下郷町役場

(農村計画課)

福島県告示第二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、井野目堰地区に係る県営中山間地域総合農地防災事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十二年一月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年一月六日から

同 月二十五日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

福島市役所

(農村計画課)

福島県告示第三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、大槻地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。

この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年一月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年一月六日から

同 月二十五日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

田村市役所

(農村計画課)

福島県告示第四号

保安林の指定をする予定である旨通知があった件(平成二十一年福島県告示第三百十号)の一部を次のように改正する。  
平成二十二年一月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一の3の(二)及び二の3の(二)中「限度」の下に「並びに植栽の方法・期間及び樹種」を加える。

(治山対策課)

福島県告示第五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
平成二十二年一月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
館堀1号	会津若松市門田町大字面川字館堀	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小田山沢	同 市門田町大字黒岩字花見ヶ丘	土石流	





西谷	沢入	東中井	小栗山	下岩下	船渡ノ上	前ノ沢	湯ノ平	大野新田	長窪	檀ノ浦	黒滝	猪鼻
同郡同町大字西谷字菅沼	同郡同町大字玉梨字居平	同郡同町大字玉梨字家廻	同郡同町大字小栗山字五十	同郡同町大字川口字下岩下	同郡金山町大字川口字蛇沢	同郡同町大字浅岐字西居平	大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平	同郡同町大字大柳字下中島	同郡同町大字藤字長窪	同郡同町大字柳津字檀ノ浦	同郡同町大字猪倉野字上山	同郡同町大字猪倉野字深田
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り

二 土砂災害特別警戒区域

本名	西部	上ノ坪	牛兵衛沢	上ノ山	木置沢	五升蒔沢	関山沢	駒谷沢
同郡同町大字本名字下屋敷	同郡同町大字大塩字西部	同郡同町大字本名字上ノ坪	同郡同町大字小栗山字四十	同郡昭和村大字野尻字上ノ	同郡同村大字小野川字後	同郡会津美里町東尾岐字村	同郡同町氷玉字関山	同郡同町旭市川字駒
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流
区域の範囲及び自然現象により								





上ノ坪	西部	本名	西谷	沢入	東中井	小栗山	下岩下	
同郡同町大字本名字上ノ坪	同郡同町大字大塩字西部	同郡同町大字本名字下屋敷 同郡同町大字本名字上ノ台 同郡同町大字本名字下村 同郡同町大字本名字陣場下 同郡同町大字本名字坂ノ下 同郡同町大字本名字清水 同郡同町大字本名字下屋敷	同郡同町大字西谷字菅沼 同郡同町大字西谷字西勝 同郡同町大字西谷字中田 同郡同町大字西谷字下モ在 同郡同町大字西谷字福岡 同郡同町大字西谷字下タ川	同郡同町大字玉梨字居平	同郡同町大字玉梨字家廻	同郡同町大字小栗山字五十 同郡同町大字小栗山字四十	同郡同町大字川口字下岩下	上郡同町大字川口字金洗道 上郡同町大字川口字金洗道 同郡同町大字川口字金洗道 下郡同町大字川口字金洗道
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

上ノ山	同郡昭和村大字野尻字上ノ山	急傾斜地の崩壊
木置沢	同郡同村大字小野川字後沢	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
(砂防課)

**公 告**

**公告第一号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十二年一月五日  
福島県知事 佐藤雄平

土地改良区  
広野町土地改良区  
退任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 渡邊 正伯 双葉郡広野町大字折木字上原二五番地一

**公告第二号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十二年一月五日  
福島県知事 佐藤雄平

土地改良区  
江花川沿岸土地改良区  
退任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 渡邊 康夫 須賀川市志茂字日向七五番地  
就任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 和田 光一 須賀川市志茂字鶏渡二四番地

**公告第三号**  
(農村計画課)

福島県道路情報登録閲覧システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。  
平成二十二年一月五日

福島県知事 佐藤 雄平

#### 一 入札に付する事項

- 1 借入物品の名称及び数量 福島県道路情報登録閲覧システム機器 一式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）
  - 2 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 借入期間 平成二十二年三月一日から平成二十六年三月三十一日まで
  - 4 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。
- 2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

- 3 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することと支障がないと認められる者であること。

- 4 当該借入物品又はこれと同程度の機能及び規模を有する物品を国、地方公共団体又は地方独立行政法人に貸与し、又は販売した実績があり、かつ、確実に貸与できる者であること。

- 5 当該借入物品又はこれと同程度の機能及び規模を有する物品に係る保守、修理及び部品供給等の実績を有し、かつ、当該借入物品の保守、修理及び部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

#### 三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及び五に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成二十二年一月二十日（水）午後五時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- 1 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県土木部土木総室土木総務課  
電話〇二四―五二一―七四五五

- 2 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十二年一月二十日（水）午後五時まで必着とする。

#### 四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の1に掲げる場所と同じ。

- 2 入札及び開札の日時 平成二十二年一月二十九日（金）午後一時三十分

- 3 入札及び改札の場所 福島県土木部土木総務課分室（福島県福島市杉妻町二番十六号）

- 4 その他 郵便による入札は、認めない。

#### 五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 六 入札の無効

- 二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 七 その他

- 1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 3 契約書作成の要否 要

- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

なお、入札説明書及び仕様書については、福島県土木部建築総室ウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku>）からダウンロードして入手することができる。（土木総務課）